

道路・水路等の整備に関する  
要望書  
作成・提出の手引

令和5年4月  
南会津町

# 目次

1 はじめに	・・・	1
2 対象となる主な要望項目	・・・	1
3 手続全体の流れ	・・・	2
4 手続の詳細	・・・	2
5 要望書提出後の流れ	・・・	4
6 その他	・・・	5

## 1 はじめに

生活道路等の整備に関する要望方法等について、今までは特段のルールを設けず、各地区からその都度様々な形で要望を受け、事業が実施できる段階で連絡をする形をとっておりました。そうした中で、区から町に対して要望した事項について、検討状況等がわからないのでその回答をいただきたいとの要望があったことから、限られた財源の中で効率的・効果的及び計画的な事業執行と透明性を確保することを目的として、そのルール等について定めるため手引きを作成しました。

要望箇所の整備については、事業の評価基準を明確にし、町の財政状況も考慮した上で選択と集中により実施してまいります。

## 2 対象となる主な要望項目

### (1) 道路改良（農林道含む）

道路の利便性向上を図るため、新設、拡幅、舗装、側溝や歩道の整備等を一体的に実施するもの。

### (2) 舗装新設、現道舗装、補修（農林道含む）

未舗装の道路において、用地境界にとらわれることなく現在の利用幅を維持したまま舗装を行うもの。（用地買収等は行わない）

舗装道路において、経年劣化により路面損傷の著しい舗装を打ち換えるもの。

### (3) 道路側溝新設、補修、改良

路面の排水が民地に流れ込む恐れがある道路などについて、側溝を整備するもの。（道路側溝が未整備、排水機能が著しく喪失しているなど）

### (4) 農業用施設（用排水路・取水堰等）補修、改良

用排水路等の未改良又は著しい損傷により、用水機能又は排水機能が失われている場合に、コンクリート製の側溝を新たに敷設、又は敷設替えする必要があるもの。

- ・受益者負担について...農業用施設(農道を除く)について工事費の5%負担があります。

- ・関連する他事業の活用について...中山間地域直接支払事業と多面的機能支払事業を実施している地区については、事業内容に応じて交付金の対応を優先とします。

### (5) その他

流雪溝、防雪柵の整備など(1)～(4)に含まれないもの

私道(公図に道・水路敷き(官地)が無い場合等)は対象外となります。

### 3 手続全体の流れ

要望書の作成から評価結果を通知するまでの、全体の流れは以下のとおりです。

- (1) 地区による要望書の作成
- (2) 要望書の提出(7月末)
- (3) 要望書の評価(10月中)
- (4) 結果の通知(12月中)

(3)の「評価」については、要望書を受領後、各担当課において現地を確認の上、速やかに実施します。その際、現地の案内を依頼する場合があります。

(4)の「通知」については、当該評価の妥当性を審査し、要望内容の評価結果をお知らせします。

そのため、要望書の提出にあたっては、結果の通知まで一定の期間を要することになりますので、あらかじめご了承ください。

また、改良等の要望につきましては、基本的に個人からの要望ではなく、地区から優先順位を付けて要望をしてください。(緊急修繕は除く)

### 4 手続の詳細

上記手続のうち、地区の皆さまに行っていただく(1)「作成」(2)「提出」については、以下を参照してください。

#### (1) 要望書の作成

生活道路等の整備に関する要望書(様式第1号)の必要事項を全て記入してください。(複数の箇所を要望する際は、優先順位を必ずつけてください。)

#### (2) 添付書類

##### 案内図

要望箇所の位置が分かる図面を作成の上、添付してください。縮尺は任意ですので、住宅地図等を利用し、作成をお願いします。

##### 現況写真

近景と遠景で数枚程度を撮影のうえ、添付してください。なお、課題が発生している様子(例えば水が溢れている状況等)が確認できる写真がある場合には合わせて提出してください。

##### 整備同意書(様式第2号)

要望箇所周辺の方々の賛同をどの程度得ているかを確認させていただきます。(道路沿線両側の地権者が対象となりますが、全員の同意が得られていない場合は、その理由についてお知らせください。)

また、事業用地の譲渡方法まで確認できる場合には、土地譲渡等承諾書（様式第3号）を合わせて提出してください。（様式第2号、様式第3号とも必須ではありません。）

#### その他参考書類

#### （3）事業化を検討するにあたっての注意事項

費用対効果の視点も重要となり、用地や物件移転等補償の必要性については、大きな判断材料となります。また、土地所有者等の承諾を得られていなかったり、相続登記が困難な土地であったりすると、事業に着手できない場合もあります。

現道舗装について、民地へ舗装がかかる場合には、事業化に合わせて、権利者から個別の承諾書の提出が必要です。要望地区でとりまとめのうえ、提出していただくことになります。

現道舗装とは、未改良の道路において、用地境界にとらわれず現在の利用幅で舗装し、用地買収は行いません。

#### （4）要望書の提出

要望書の提出先は、各担当課（本庁建設課・農林課、各総合支所振興課）となります。提出の際は、正・副各1部をご持参ください（副本に受付印を押印し、返却します）。

なお、作成・提出に当たっては、事前に各担当課までご相談くださるようお願いいたします。

## 5 要望書提出後の流れ

要望書の提出後は、整備の種別ごとに「評価」を実施します。

### (1) 要望書（要望箇所）の評価

要望項目の種別ごとに、別途定める評価表に基づき評価を行った上で、優先順位を分類します。

区分	定義	摘要
高	早期整備箇所	生活や営農環境に支障があると認められ、かつ、整備実施による効果を特に期待でき、早期に整備する必要があると認められるもの（早期の着手を目指すもの）
中	順次整備箇所	生活や営農環境に支障があると認められるが、事業実施による効果が限定的であることなどから、順次整備する必要があると認められるもの（随時着手を目指すもの）
低	整備保留箇所	生活や営農環境に喫緊に支障があるとは認められず、又は整備実施による効果が非常に限定的であるなど、当面の間、整備する必要があると認められないもの（随時着手できる見込みのないもの）

### (2) 評価結果の通知

当該結果を要望地区へ通知します。

この通知は、あくまで評価の結果を明らかにするためのものであり、事業化する場合には別途、担当課から連絡をいたします。

事業化を検討する箇所は、原則として「高」に該当した箇所から選定しますが、地域バランスを考慮するため例外もあります。

### (3) 評価後の取り扱い

「高」と評価されても、他の大型事業や財政状況等により先送りになる場合があります。

また、「低」に区分された場合は、要望箇所周辺の状況、環境等に変化が見られない限り事業化は困難となります。

（要望箇所周辺の状況、環境等に変化があったときは、要望書を再提出していただくことは可能です。）

なお、一度提出していただいた箇所の要望は、毎年提出していただく必要はありません。要望書の提出後において、何らかの理由により当該要望等を取り下げる場合にはその旨連絡をお願いします。

## 6 その他

### (1) 緊急修繕等について

道路の穴埋めなど、緊急対応の必要な要望に対しては、従前どおり個人や口頭による要望であっても、随時対応しますのでご連絡をお願いします。

### (2) 維持修繕時の重機リースについて

地区が実施する緊急の修繕等で重機をリースしたい場合などは、事前に各担当課に相談してください。

### (3) 国道、砂防ダム及び治山ダムに関する要望について

国道、県道、砂防ダム及び治山ダムなどに対する要望は、従前どおり町を通して要望していただいても構いません。その際には県からの回答を求めます。

なお、緊急性の高い事案は、直接南会津建設事務所管理課（62-5318）又は南会津農林事務所（62-5381）へご連絡ください。

### (4) 国・県補助金等による例外について

臨時的な国・県の補助金や特定された財源が新たに発生した場合、優先順位にとらわれず、例外的に事業化されることがあります。

記入例

様式第 1 号

生活道路等の整備に関する要望書

令和 年 月 日

南会津町長 様

住 所 南会津町 字 XXXX 番地

要望者（行政区名 ）

代表者

電話番号 -

生活道路等の整備を希望する箇所がありますので、下記のとおり関係書類を添えて要望します。

記

1 整備を希望する箇所（要望箇所）

土地の所在	南会津町 字 XXXX 番地
要望項目	道路改良・舗装要望・道路側溝要望・農業用排水路 当てはまる項目を で囲んでください。

2 整備を希望する理由

（詳細）当該路線は、集落内の生活道路として、主に地元住民が利用しております。しかしながら、幅員が狭く車両の擦れ違いが困難な上、路面の損傷も激しく、降雨の度にあちこちで水溜りができるなど、劣悪な状態にあります。

また、 小の通学路でありながら、県道 線への抜け道として朝晩の通過車両が多く、側溝に蓋もないため、児童の転落や車両との衝突事故の発生が強く懸念されます。

ついては、道路改良工事により当該状況の改善を図られたく、関係者一同の総意をもって要望するものです。

3 行政区優先順位（要望が複数の場合必ず記入）

要望書提出箇所数	本要望の順位
件中	位

4 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 現況写真
- (3) 整備同意書（様式第 2 号） 必須ではありません。
- (4) 土地譲渡等承諾書（様式第 3 号） 必須ではありません。
- (5) その他参考書類



記入例

様式第 2 号

整備同意書

令和 年 月 日

私たちは、要望箇所に接する土地の所有者、居住者等として、南会津町が要望箇所の整備を行うことに同意します。

なお、南会津町が行う評価等の結果、事業化を検討する箇所として選定されない場合があることを承諾します。

記

( 要望箇所：南会津町 字 XXXX 番地 )

	土地所有者又は居住者（世帯主）		所有する土地の地番 土地所有者のみ記入
	住 所	氏 名	
1			
2			
3	原則、全て自書（難しければ代筆も可）		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

本同意書によって、事業の実施が確約されるものではありません。  
欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。

記入例

様式第3号

土地譲渡等承諾書

令和 年 月 日

私たちは、道路等の整備に当たり、南会津町へ土地を譲渡することを承諾します。

また、土地に所有権以外の権利が登記されている、又は土地の相続登記が完了していない場合には、工事を進めるにあたり必要な手続を速やかに行うことを誓約します。

なお、南会津町が行う事業評価等の結果、事業化を検討する箇所として選定されない場合があることを承諾します。

記

( 要望箇所：南会津町 字 XXXX 番地 )

	所有する土地の地番	土地所有者		譲渡方法
		住所	氏名	
1				
2				
3		原則、全て自書（難しければ代筆も可）		
4				
5				
6				
7				
8				
9				

譲渡方法は「寄附」「買収」のいずれかを記入してください。

欄が不足する場合は、この様式を必要数印刷して使用してください。